

令和 9 年度読谷村公立学童クラブ入所に関する同意書兼誓約書

1. 読谷村公立学童クラブ入所案内に書かれた内容に同意の上申し込みます。
2. 申込内容や証明について、電話等により自宅や勤務先へ確認する場合があることに同意します。
3. 入所申請に必要な世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定した審査結果及び申告書類に記載の内容を学童クラブの活動に必要な範囲内において幼稚園、保育園、小学校・関係機関からの情報提供及び共有されることに同意します。
4. 申込書類の内容に不記載、虚偽があった場合や同意書兼契約書に反した場合は申し込み、および入所手続きを取り消されても異議申し立ていたしません。
5. 世帯状況（保護者の結婚、離婚、祖父母との同居）等や就労状況（転職、就労形態の変更）等や申告内容に変更があった場合は速やかに届け、入所条件に合わなくなった場合は退所することに同意します。また、妊娠出産を理由に入所された場合、産後 2 か月を経過、または産後に退職され、就労しない、または親族等の介護のない場合は退所になることに同意します。
6. 学童クラブの入所要件に該当しなくなった場合や、他の入所児童への身体的・精神的苦痛や危害が及ぶ場合、支援員の指導を受け入れず学童クラブの運営に支障をきたす場合、重度のアレルギーや障害に対し、支援員等が対応できない場合など、集団での保育が適さない場合は入所できない、または退所になる場合があることに同意します。また、児童が病気・疾病等で 1 か月以上通所できない場合は退所になることに同意します。
7. 支援員の指導に従い、ルールを守って利用します。
8. 児童が施設の設定や備品等を破損させた時は、原則として保護者が負担します。
9. 学童保育中に発生した事故等は学童クラブが加入する障害保険・損害保険の補償額を限度とし、その他の補償は一切要求しません。
10. 学童保育終了後における児童の帰宅は、保護者が責任をもって迎えるものとし、他の方に頼む場合は必ず連絡します。個人的な理由による外出（習い事も含む）は保護者の責任で行います。その際の事故等について学童クラブは責任を負いません。
11. 市販薬、処方薬の与薬は引き受けますが、万が一服用中、服用後に容態が悪化しても学童クラブは責任を負いません。
12. 流行性疾患等で学校、学年、学級閉鎖になった場合は本人が感染していなくても保菌の可能性のある為学童の利用はできません。その他、小学校の対応に準じます。
13. 37.5 度以上の発熱をした場合は電話等で保護者へ連絡し、体調不良で学童クラブから早退が必要と連絡があった場合は速やかにお迎えします。
14. 退所する場合は 1 か月前までに退所届を学童クラブへ提出します。
(例：9 月末退所の場合は 8 月末までに提出)
15. 児童の静止画、動画等を学童活動（学童だより、SNS、パンフレット等）において使用を許諾します。
16. 利用期間は各年度 4 月 1 日～翌年度 3 月 31 日であることを承諾します。（次年度継続利用が確約されるものではありません）
17. 保育料の滞納が生じた場合は、入所の取消しや翌年度の入所（児童本人並びに兄弟姉妹）をお断りする場合があります。

児童名： _____

保護者名： _____

※兄弟・姉妹の場合は二列に書いて下さい